

第 24 回建築防火基準委員会 議事要旨

令和 3 年 7 月 14 日（水）13：00～15：30

Web システムによる会議形式

1. 木造建築物等における防耐火規制の更なる合理化について

住宅局参事官付より、資料に基づいて説明。

(1) 3000㎡超の大規模な木造建築物等の代替措置の導入

- ・外殻自立耐火構造については、外から消火活動ができるような措置を要求することが必要と考える。
- ・外殻に可燃物を貼ることも想定した性能を要求すべき。

→事前レクにおいても、外殻自立耐火構造にすることで火の粉が飛散しやすくなること、外殻に貼る表面材の配慮など、慎重に検討していくべきとのご意見をいただいている。

(2) 混構造建築物における防耐火規制の合理化

- ・応力再配分時の変形抑制の観点から、特定部材を S 造の梁とする場合や特定区画を強固でない部材で構成する場合の、特定区画の規模は、どのような考え方で 100 ㎡等に制限するのか。

→例えば特定部材を S 造の梁とする場合、本質的には梁のたわみを階高の 1 %以内に抑える必要があると考えている。これを担保するに当たり、区画の規模ではなくスパン長とすることも考えられる。

- ・防耐火別棟及び避難別棟において、棟と棟を区画する壁等の信頼性をどう担保するかが重要。

(3) 用途の観点に係る主要構造部規制の合理化

- ・別棟部分を水平避難の避難先とする場合、別棟にあるエレベーターを避難に用いても良いとなっているが、火災時のエレベーター利用を一般的に制限しているので慎重に議論すべき。火災による煙の影響で誤作動を起こした事例が制限の理由。

→防耐火別棟では、壁等などにおいて遮煙性を担保することで、煙、ガスの影響を遮断することが前提と考えている。

- ・各棟で避難経路を完結させる避難別棟と、別棟への水平避難誘導の関係がわかりにくい。結果的に、階段の数が減ることにならないか。

→避難別棟は、棟ごとに避難経路を完結させるもの。別棟への水平避難は、建物全体として避難を考えた際に、防耐火別棟を避難先として活用しようというもの。避難関係規定は通常どおり適用させることが前提であり、階段の数が減ることにはならない。

(4) 既存不適格建築物の増改築、大規模修繕・模様替、用途変更時に遡及される防耐火規定の合理化

- ・既存部分が遡及対象外となるような50㎡以下の増築を繰り返すことによって、制限逃れができてしまうのではないか。

→増築部分の通算で50㎡以下でなければならない。

(5) 仮設建築物の整備に伴い敷地内の既存建築物に適用される延焼のおそれのある部分への規制の合理化

(説明のみで特に質疑等はなし)

2. 告示改正に向けて検討中の内容について

国総研より、資料に基づいて説明。

(1) 排煙設備の設置基準の合理化

- ・排煙設備の設置自体が不要な用途等がないか検討すべき。
- ・小規模建築物ではなく、小規模な空間における合理化をするべき。
- ・小規模に区画することで当該区画内において排煙設備の設置が不要になったとしても、他の部分に排煙設備の設置が必要であれば負担はあまり変わらない。

(2) 長時間準耐火構造の仕様追加

(説明のみで特に質疑等はなし)

(3) 不燃材料の仕様追加

- ・不燃材料に位置づけることで、区画貫通部にも使用できることになるが、性能上問題がないかは慎重に検討すべき

以 上